

第 1 回漁業育成就労協議会 概要

1. 日 時：令和 8 年 4 月 10 日（金）13:30～14:55

2. 場 所：農林水産省 7 階 共用第一会議室

3. 出席者

一般社団法人大日本水産会	常務理事	松本 冬樹	現地
	事業部業務課長	茅野 直登	現地
	業務課兼海事課	駒形 涼	現地
全国漁業協同組合連合会	部長代理	藤田 真悟	現地
一般社団法人近海かつお・まぐろ漁業協会	代表理事専務	納富 善裕	現地
一般社団法人全国底曳網漁業連合会	業務課長	筆谷 拓郎	現地
一般社団法人全国まき網漁業協会	参事	伏島 一平	現地
一般社団法人日本定置漁業協会	専務理事	玉置 泰司	現地
海士町 地産地商課	課長	木村 克彦	WEB
全国さんま棒受網漁業協同組合	専務理事	大石 浩平	WEB
一般社団法人全日本持続的養鰻機構	代表理事会長	保科 正樹	WEB
	事務局	伊豆野 純平	WEB
全国海苔貝類漁業協同組合連合会	漁政総務部	小磯 潮	WEB
全国内水面漁業協同組合連合会	専務理事	中奥 龍也	WEB
	業務課調査役	森 竜也	WEB
長崎県 水産部 水産経営課	課長	岩永 俊介	WEB
	課長補佐	若杉 隆信	WEB
	係長	中塚 直征	WEB
一般社団法人全日本錦鯉振興会	事務局長	瀬沼 務	WEB
愛南漁業協同組合	参事	細川 時史	WEB
全国鮎養殖漁業組合連合会	事務局	谷口 千恵	WEB
全国養鯉振興協議会	監事	廣松 正道	WEB
全日本海員組合	水産局長	高橋 健二	現地
	水産部長	漢那 太作	現地
	専任部長	釜石 隆志	WEB
水産庁	長官	藤田 仁司	現地
漁政部企画課	室長	今治 和人	現地
	課長補佐	三橋 謙一	現地
	新規就業専門官	図師 尚文	現地
	企画官	青木 滋	現地
	係員	角田 奈々香	現地
	係員	橘 聡毅	現地

資源管理部管理調整課	課長補佐	佐藤 友介	WEB
裁培養殖課	係員	伊藤 快	WEB
出入国在留管理庁			
政策課	係長	黒田 明日美	WEB
	係員	藤本 賀子	WEB
特定技能・技能実習運用企画室	係員	葛原 誠	WEB
警察庁			
刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	課長補佐	木村 有	WEB
外務省			
領事局外国人課	課長補佐	福岡 秋文	WEB
	課長補佐	西村 秀一	WEB
	課長補佐	西藏盛 益也	WEB
	事務官	佐藤 龍太郎	WEB
厚生労働省			
人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室	専門官	吉川 拓真	WEB
	係員	金井 拓也	WEB
国土交通省			
海事局船員政策課	専門官	向井 将司	WEB
総合政策局政策課	専門官	土井豆 政廣	WEB
	係長	西出 彩香	WEB
公益財団法人国際人材協力機構	課長	有馬 義信	WEB
	調査役	デルメ文子	WEB
外国人技能実習機構	課長補佐	長船 貴史	WEB

4. 概要

冒頭、藤田水産庁長官からの挨拶の後、事務局より議事次第に基づき報告等が行われた。また、第1回漁業育成就労協議会の開催をもって協議会の設立とされた。

【議題1】漁業・養殖業における外国人材の受け入れについて

事務局より、これまでの漁業・養殖業における外国人材の受け入れに関する経緯について、説明が行われた。

主な意見は下記の通り。

●過去の経緯を知る者が減ってきている中で、漁業分野における技能実習・特定技能制度に関する歴史は継承していくべきである。技能実習制度について、漁船漁業では、関係者が苦勞しながら制度を構築した結果、良い制度となったと思う。過去には失踪事件、暴力事件など様々な問題があったが、現在は落ち着いてきたと感じる。養殖業は、既存の監理団体の下での技能実習が進んだ段階で新たに付け加えたため、今の制度に纏めるのに非常に苦勞をした。さらに、本来円滑に受入れと保護をしなければならない技能実習生を、一部のマンニング会社が安価な労働力として供給したことで、受入れ側との認識の齟齬が長く生じた。現在は、重大な問題は減ってきているが、潜在的な課題は解決していない。過去の苦い歴史を継承するべきではなく、新しい時代には新しい制度が必要。しっかりとした制度を作っていただきたい。

【議題2】漁業育成就労協議会の設置

（1）漁業育成就労協議会組織運営要領（協議会決定第1号）について

（2）漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（協議会決定第2号）について

事務局より、漁業育成就労協議会の設置、組織運営要領（案）（資料1－2）及び構成員資格取扱要領（案）（資料1－3）の説明と、内容についての協議が行われた。案についてはおおむね了承されたが、表現等の修正意見があり、その部分について修正することとなった。

主な議論は下記の通り。

●組織運営要領（案）3条第2項を見ると、2号構成員は1号副構成員に対して指導助言ができないということになるがこれでいいのか。

→構成員資格取扱要領（案）の1号副構成員の資格として、1号副構成員も2号構成員の指導助言を受けることとされる。そのため、ご指摘の部分は修正させていただく。

●構成員資格取扱要領（案）第1条6項第2号口は、地域監理委員会の決定事項を遵守させるという理解でよろしいか。

→然り。なお、地域監理委員会の決定事項の内容については、今後の協議会で決定していくべきものとする。

●地域監理委員会の決定事項は、全国一律にすることが基本と考える。技能実習制度においては、相対的に良いと思われる先行型の地域監理委員会の事例があるので、そこに追従するレベルの地域監理委員会を作っていただきたい。

→協議会として地域監理委員会の中身を整理し、良い点は継続、悪い点は修正して育成就労制度でも地域監理委員会の運用をしていきたい。今後、協議会内で地域監理委員会の位置付けや中身

（全国的に統一するもの、地域特有のもの）は整理する必要があると考える。

●表現の適正化の観点で意見させていただくが、例えば、「育成就労の在留資格に係る制度の適正な運用」という表現が用いられているが、いくつか特定技能で用いている表現と同様の表現を育成就労制度で用いることが適当でない部分が見られるので、制度の趣旨に照らして修正する必要がある。追って事務局と調整させていただく。

→文言の修正として意見承った。その他の方々からの修正意見については事務局で整理し、対応する。協議会関係者各位には修正意見等反映したものを改めて照会させていただく。

【議題3】その他

（１） 漁業分野における行動規範について

（２） キャリアプランについて

事務局より、今後のスケジュールとして、6月中旬ごろまでに、協議会において漁業分野における行動規範やキャリアプランを設定すること及び、行動規範の概要についての説明が行われた。

主な意見は下記の通り。

●行動規範にある大都市圏その他の特定の地域への過度の集中の防止については、漁業分野では、大都市圏への集中はないが特定の漁村地域に外国人材が集中することがある。これを踏まえて、組織運営要領（案）第2条第7号の「大都市圏等」を「大都市圏その他の特定の地域」に修正したかどうか。

→行動規範については、今後、分野特有の事由を踏まえて作成していくもの。今のご意見も含め、協議を重ねて参りたい。

●現状、漁業分野では大都市圏に外国人が集中している実態はない。また好条件の職場には外国人に限らず日本人も移るものであり、これを引抜行為と見るのか条件闘争とみるかどうかは非常にデリケートな問題である。育成就労制度では、1年目以降の転籍が認められていることから、非常に難しい問題になると思う。また、構成員資格取扱要領第5条の資格の停止又は取消しについては、外国人からすれば人権に係る事項であり、内容をどこまで記載するのが難しい。決定事項については、策定後も、適宜協議会を開催して追加・修正する機会を設けていただきたい。

→現在の記載事項を基本とし、運用に当たって適宜対応していきたい。また、今後協議会を重ねて議論できればと思う。

●本日の育成就労協議会の立ち上げは、4月中旬から監理支援機関の許可申請を開始することが基準になっていると伺っており、従って、協議会に監理支援機関（4号構成員）の加入証明書を発行しないと監理支援機関の許可申請を行うことができないという認識。本日の協議会をもって、4号構成員の資格証明書の発給が可能となると思うが、発給のためには今後、特定技能の協議会証明書と同様に手続規則を作成する必要と理解。その規則については、協議会に諮るのか、それとも協議会に諮らずとも事務方として進めていけるのか教えていただきたい。

→4号構成員の協議会加入証明書の発給については事務手続きなので、基本的に事務方で作成して進めていくことで了承いただきたい。

以上